

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により家族の別離が生じたことを考慮し、住居確保損害の支払後は家族の別離を余儀なくされたとは認められないとの被申立人の主張を排斥し、平成23年3月分から平成27年3月分までは月額合計6万円（ただし、原発事故の直後である平成23年3月から同年6月までは月額7万2000円又は8万4000円）、平成27年4月分から平成30年3月分までは月額合計3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 【損害項目及び期間】

##### （1）精神的損害

（家族別離による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X1）

自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日

##### （2）精神的損害

（家族別離による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X3）

自 平成23年3月11日 至 平成27年3月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金4,056,000円の支払義務があることを認める。

（内訳）

##### （1）精神的損害

（家族別離による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X1）

2,574,000円

##### （2）精神的損害

（家族別離による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X3）

1,482,000円

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年1月16日

（仲介委員 永山在浩）